

カフェテリアプラン利用補助金請求書

種別コード	0	2	一般財団法人 長崎県教職員互助組合理事長 様 下記のとおり請求します												令和	年	月	日		
所 属 名																				
組合員番号						氏 名														

識別コード	4	0	2	0
-------	---	---	---	---

区 分	項目 番号	メニュー (項目)	利用 (購入) 年月日 R5. 4. 1～R6. 3. 31が対象	利用 (購入) 金額
(例)	○	0 [← 区分、項目番号に○をつける]	令和 年 月 日 <small>(複数ある場合はすべて記入 ・実施日、利用日が上記期間内であること。基準日は確認シート参照)</small>	○○○○○円 <small>(送料、手数料、ポイント値引き分など助成対象外は控除して記入)</small>
健康管理 ・ 増進活動	1	歯科技工費		円
	2	メガネ・補聴器購入費		円
	3	はり・灸・マッサージ経費		円
	4	健康診断・予防接種経費		円
	5	メンタルケア		円
	6	健康用品購入補助		円
	7	スポーツ活動費・用品購入費		円
リフレッシュ活動	1	旅行経費		円
	2	レクリエーション用品等購入費		円
	3	スポーツ・文化鑑賞チケット購入費		円
	4	レクリエーション・文化施設等利用費		円
自己啓発	1	自己啓発費		円
	2	IT・OA機器購入費		円
	3	書籍購入費		円
	4	イベント参加費		円
生活	1	介護・看護利用費		円
	2	介護用品等購入費		円
	3	保育施設等利用経費		円
	4	育児用品等購入費		円
	5	防災用品購入費		円
社会活動	1	ボランティア活動費		円

令和5年度 助成額8,000円 (80ポイント)
※毎年度、理事会・評議員会で決定されます。

【提出先】〒850-8566
 長崎市尾上町3-1 県教育庁福利厚生室内
 (一財)長崎県教職員互助組合

合計金額	円
請求金額	円
上限8,000円、100円未満切り捨て	円

領収書等を裏面に貼付してください。

備 考

- ・領収書名義が本人と異なる場合、続柄を記入してください。(続柄)
- ・添付書類の不備について
(添付書類だけでは、利用(購入内容)が確認できない場合は、こちらに記入)

領収書貼付欄

- 原則「領収書原本」を添付
領収書原本を添付できない場合はコピー可(原本証明不要)
レシートや入場券等の半券も領収書と同様の扱い(余白に氏名を記入ください)
(半券に利用日・金額等が記載されていない場合は、わかる書類と一緒に添付)

○助成メニュー例(組合員本人及び扶養家族の経費が対象です)

区分	No	メニュー	助成対象例
*健康管理・増進支援			
健康管理・増進活動	①	歯科技工費	保険外診療の差し歯、インプラント、矯正費
	②	メガネ・補聴器購入費	眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器購入費・修理代
	③	はり・灸・マッサージ経費	保険外診療のはり・灸・マッサージ・整体の施術料
	④	健康診断・予防接種経費	保険外診療の人間ドック、脳ドック、がん検診、妊婦検診料、予防接種料(所属で申し込む人間ドックや脳ドックの自己負担分も対象)
	⑤	メンタルケア	カウンセリング等利用料、交通費
	⑥	健康用品購入費	※健康の保持・増進を目的とする用品購入に限る 感染症対策用品、体脂肪計、血圧計、万歩計、禁煙補助用品、加湿器、空気清浄機、吸入器、ルームランナー、電動マッサージ機、ダンベル等の購入費
	⑦	スポーツ活動費・用品購入費	※スポーツをする際に必要な費用やスポーツ用品の購入費 スポーツ施設利用料、各種スポーツクラブの入会金・会費及び受講料 スポーツ用品(各種スポーツをするための専用の道具、スポーツウエア等の購入費・レンタル料・メンテナンスを含む)
*心身のリフレッシュを目的とした活動の支援			
リフレッシュ活動	①	旅行経費	宿泊代、交通費(JR券代・航空券代・フェリー代など)、レンタカー代、バックツアー参加費
	②	レクリエーション用品等購入費	※余暇活動に直接必要となる用品購入や修理代に限る 園芸用品、日曜大工用品、CDなどのプレイヤー、音楽用品(楽器、CD、DVD、BD)、映画DVD・BD、カメラ(ムービー、デジタル)、釣り具、キャンプ用品、ペット用品の購入費
	③	スポーツ・文化鑑賞チケット購入費	スポーツ観戦料(年間パスポート含む)コンサート・映画鑑賞料
	④	レクリエーション・文化施設等利用費	水族館、動物園、遊園地、テーマパーク、日帰り温泉・銭湯、保養施設、美術館、博物館等の入場料・利用料・入会費・年会費
*自己啓発(生涯学習活動)の支援			
自己啓発	①	自己啓発費	教員免許の更新講習料(3月末支払分も対象)、放送大学の受講料等 通信教育・資格取得・語学等の受講料・テキスト代・受験料
	②	IT・OA機器購入費	機器の購入費・修理費用 パソコン本体、プリンター、スキャナー、HDD、スマートフォン、タブレット端末、無線LANルーター等の購入費
	③	書籍購入費	書籍(電子書籍含む)、電子辞書、電子書籍リーダー等の購入費
	④	イベント参加費	フォーラム・講演会などの聴講料、各種大会等の参加料 長崎県婚活サポートセンター入会登録料
*生活環境づくりの支援			
生活	①	介護・看護利用費	※介護保険適用による自己負担も対象 ホームヘルパー、家政婦利用料、介護・看護料、施設利用・通院に要する交通費
	②	介護用品等購入費	※介護保険適用による自己負担も対象 ※介護用消耗品も対象 介護用ベッド等の介護用器具の購入・レンタル費(修理代含む)在宅介護用の自宅内の改装費
	③	保育施設等利用経費	幼稚園・保育所・託児所・学童保育等の保育料、ホームヘルプ(育児)の保育料
	④	育児用品等購入費	※育児用消耗品も対象(ミルクなど食品は対象外) ベビーベッド、ベビーカー、チャイルドシート、安全サークル(柵)、哺乳瓶、紙おむつなどの購入費
	⑤	防災用品購入費	防災用品セット、家具転倒防止器具、火災報知機、消火器、懐中電灯、防災用ラジオの購入費、防犯カメラ、防犯ブザー等防犯用品の購入費
*組合員の社会貢献活動の支援			
活社会	①	ボランティア活動費	ボランティア活動に要した交通費、宿泊費、保険料

令和5年度カフェテリアプラン助成事業

～請求前に**必ず**確認してください～

請求期間: 令和5年5月1日～令和6年4月30日(請求回数は年度1回)
この期間をすぎると、助成できません。

確認シートは提出不要です。

3 ページ、4 ページの様式を印刷 (両面印刷推奨) して提出してください。

〔領収書等の5つのチェックポイント〕

(1) 組合員本人と扶養家族以外の方の経費を請求していませんか？

扶養家族以外の方(友人など)と一緒に宿泊された場合は、
1人あたりの金額を請求してください。(領収証に利用人数の記載が必要)

(2) 利用(購入)日は明記されていますか？(対象期間は4/1～3/31)

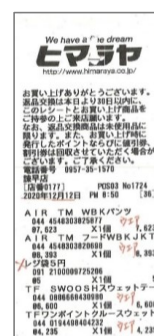
(基準日)

利用内容	利用(購入)年月日
物品などの購入	代金を支払った日
各種施設の利用(宿泊、レクリエーション施設など)	施設を利用した日
観劇、コンサート、イベント参加料等	公演日・イベント実施日
年間パスポート代、年間購読料など	代金を支払った日
保育料など(預金口座からの引き落とし)	引き落とし日
教員免許更新講習料	振込日 ※3月末振込分も対象

(3) 利用(購入)内容が書かれていますか？

領収書だけで内容が確認できない場合は
補足資料を添付するか、
請求書裏面の備考欄に必ず記入してください。
(記入がない場合、給付できないことがあります。)

銀行振込控、払込受領証だけでは、支払い内容がわかりません。
「銀行振込控え、払込受領証」と
「請求書や明細書など支払った内容がわかる書類」を添付してください。
(もしくは、支払った内容をカフェ請求書裏面の備考欄に記載)



レシート→
支払ったものを具体的に補記してください。

(4) 添付した書類で確実に支払ったことがわかりますか？

請求書では支払った証明にはなりません！
納品書や明細書だけでは、支払済みを確認できないことがあります。

↓↓↓2ページ目に続く↓↓↓

(5) 対象外経費が入っていませんか？

以下の経費は、助成できませんので、請求書に記入するときは、除いてください。

対象外経費	具体例など
本人・扶養家族以外の経費	扶養家族以外の宿泊料金、友人の宿泊料金など。 友人と2人で宿泊した場合は、1人あたりの宿泊代金をカフェ請求書に記入してください。
送料・振込手数料・代引き手数料	カフェ請求書に記入する際は、控除すること
ポイント支払い分や値引き分	
有料レジ袋代	
免許等の更新料(収入証紙代)	教員免許更新に必要な収入証紙の費用 など
遊戯性・賭博性が強いもの、 公序良俗に反するもの	競馬・パチンコ など ゲーム・おもちゃ など
日用品(文具・消耗品・家電)	ペン・手帳・カレンダー・スタンプなどの文具類 子どもの学用品代 洗剤・トイレトーパーなど テレビ・冷蔵庫・洗濯機・電子レンジ など
衣料品	スーツ、普段着、帽子、通勤バックなど はかまレンタル代 ベビー服、子供服 など
食料品、飲食費(外食含)	◆食品はすべて不可◆ 外食代 健康食品・スポーツドリンク・プロテイン・サプリメント ミルク・ベビーフード・介護食品 宿泊代に含まれない飲食代(利用明細書で別書きになっている飲食代) 保育施設などの給食代、おやつ代
光熱費、燃料代	電気代・ガス代・ガソリン代など
金券類	図書カード・商品券・宝くじを購入した費用
通勤手当、出張旅費に該当するもの	別に支給されるため対象外
保険診療の自己負担分	健康保険証を用いて診療した経費
その他	福利厚生観点から助成対象としてふさわしくないと判断されるもの

☆請求時ワンポイントアドバイス☆

領収書の金額に、対象外経費が入っている場合はどう請求するの？

→内訳が分かるものを添付して、
カフェ請求書(様式)には
対象外経費(税込)を控除した額を記入。



**助成対象になるか迷う場合は、
必ず事前に
互助組合にご連絡ください。**

TEL 095-824-4721

(一財)長崎県教職員互助組合
カフェ担当者まで